

宮城県図書館振興基本計画の中間評価について

宮城県図書館では、平成25年度策定の宮城県図書館振興基本計画（平成25年度—平成29年度）を策定し取組を進めておりますが、当計画では進捗管理として、中間年度である平成27年度に行動計画の進捗状況の評価を行い、必要に応じて修正を行うこととされています。

これにより、宮城県図書館振興基本計画の中間評価を、下記の中間評価概要により、実施した結果については、「宮城県図書館振興基本計画・中間評価表」のとおりです。

中間評価の概要

i 目的

- 「図書館振興基本計画」の第4章の行動計画（アクションプラン）に示された事業について、振興計画の目指す姿と施策の展開に基づいた運営あるいは、実施がなされることを確認・確保するとともに、その状況に応じて所要の改善・見直しを行い、その事業の水準の向上と図書館サービス等の充実・強化を図る。

ii 評価の基本方向

- 行動計画に掲げている事業について、必要性や効率性あるいは、進捗状況等を点検・確認し、その実効性を検証する。
- 図書館振興基本計画に掲げる目指す姿、施策の展開等各目標に対し、それぞれの事業が十分に適合しているかどうかを点検・確認し、有効性を検証する。
- 評価結果に基づき、必要に応じた所要の改善・見直しを検討し、事業の充実を図り、また、その評価を通じて、職員の情報の共有化を促進するとともに、改めて職員の取り組み意識や意欲を醸成する。

iii 評価対象事業

- 図書館振興基本計画第4章の行動計画に掲げた全事業（31項目）

iv 評価方法

(1) 評価の内容

- 個々の評価対象事業別に、必要性及び効率性、進捗状況を点検・検証する。
- 個々の評価対象事業が、計画に定めた「目指す姿」に適合しているかその有効性を点検・検証する。
- 個々の評価対象事業別に、これまでの取り組みの経過やその影響を点検・検証し、計画の目標への達成度を判定する。
- 評価結果に基づき、改善する余地がないかあるいは、新しい需要に対応する新規事業を追加、または事業目的を達成しあるいは、終期を迎えているものを中止するなど、必要な改善・見直しを行う。

(2) 評価手法

- 評価項目
 - ⇒ ・ 必要性、効率性、有効性、進捗状況など、適正な評価項目を設定し、数値で評価する。
 - ・ 計画目標等に対する達成度を、3段階で評価する。
- 評価者
 - ⇒ ・ 各取組を担当する班における評価を基に、館内に設置する評価委員会において図書館として評価を行う。
(※評価委員会は、館長・副館長・企画管理部長・資料奉仕部長・企画管理部次長・資料奉仕部次長で構成する)
- 評価等の決定
 - ⇒ ・ 評価者が評価した結果に基づき、その評価の実効性を確保するとともに、図書館としての評価を基に、宮城県図書館協議会において、意見や助言を得ながら最終的な評価等の決定を行う。